

「京橋川オープンカフェ（右岸）」
営業に関する申し合せ事項
(案)

「京橋川オープンカフェ」出店者
水の都ひろしま推進協議会

「京橋川オープンカフェ(右岸)」
営業に関する申し合せ事項

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 行事等への参加・協力	1
第4条 地域との連携	1
第2章 営業	1
第5条 営業方針	1
第6条 営業時間及び休業日	1
第7条 営業形態	1
第8条 料金の明示	1
第9条 水辺の雰囲気づくり	1
第10条 店舗名の変更	2
第11条 広告の掲出	2
第12条 環境への配慮と公共空間の適正管理	2
第13条 関係官庁への申請および勧告等	2
第14条 苦情処理	2
第3章 従業員	2
第15条 従業員の指導・監督の義務	2
第16条 保健衛生	2
第17条 禁止行為	2
第4章 店舗等	3
第18条 区画の厳守	3
第19条 施設及び商品の保全	3
第20条 清掃及び塵芥、厨芥等の処理	3
第21条 防虫・防鼠対策	3
第22条 広場区域の利活用・維持管理	3
第5章 保安・防災	3
第23条 金銭及び物品管理	3
第24条 非常時の連絡先	3
第25条 火元責任者の届出	3
第26条 火災発生時等の措置	3
第27条 安全管理	3
第6章 施設・工事	4
第28条 店舗内工事	4
第29条 工事保全	4
第30条 建物・付帯設備等の管理	4
第31条 造作・諸設備等の監査	4
第7章 雜則	4
第32条 出店条件等の遵守	4
第33条 評価に関する協力	4
第34条 協議等	4
附 則	4

第1章 総則

(目的)

第1条 この申し合せは、水の都ひろしま推進協議会（以下「推進協議会」という。）が実施する「京橋川オープンカフェ」（右岸）事業（以下「当事業」という。）で営業する者（以下「出店者」という。）の営業及び施設管理に必要な事項を定めることにより、当事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当事業における営業及び施設の管理については、関係法令、当事業に係る出店契約等によるほか、この申し合せの定めるところによる。

(行事等への参加・協力)

第3条 出店者は、出店者会、推進協議会および関係官公庁等が主催する共同宣伝、統一行事等には積極的に参加し、その運営に協力するものとする。

2 出店者は、広島市が行う観光事業（トラベルパルへの認定申込やおもてなしパス優待施設への登録、各種パンフレットの設置等）への協力をを行うこととする。

(地域との連携)

第4条 出店者は、行事等を実施するに際して地域住民・企業との連携に配慮し、また、地域が行う行事等に積極的に協力、参加するものとする。

第2章 営業

(営業方針)

第5条 「京橋川オープンカフェ」全体の魅力向上のために、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 提供メニュー、接客サービス等については、常に向上に努めること
- (2) 推進協議会、他の出店者及び地域住民・企業に迷惑を及ぼすような営業活動をしないこと
- (3) その他営業について、推進協議会及び出店者会の指示に従うこと

(営業時間及び休業日)

第6条 営業時間及び休業日は、出店者会で調整した後、設定し、推進協議会に了解を得るものとする。

2 設定した営業時間又は休業日を変更しようとする場合は、事前に出店者会で調整した上で、推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

3 やむを得ない事由により連續して休業しようとする場合には、事前にその期間と事由を推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(営業形態)

第7条 出店者募集時に各出店者が応募書類で示した店舗のコンセプト、主要提供品目は原則として変更できないものとする。

2 特別の事由によりやむを得ず前項の店舗のコンセプト又は、主要提供品目を変更する場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

3 出店者は、営業形態が不適切であるとして推進協議会から是正の勧告を受けたときは、速やかにこれに従わなければならない。

(料金の明示)

第8条 飲食料金を顧客の見やすい場所に明示する。

2 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については当日の料金を、複数の料金体系がある品目についてはそれぞれの料金を明示する。

(水辺の雰囲気づくり)

第9条 出店者又は出店者会が、水辺の雰囲気づくりを目的に音楽演奏等の行事を行おうとする場

合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

- 2 前項により推進協議会の了解を受けた行事であっても、著しく河岸緑地の一般利用を妨げ、または周辺住民や他店に迷惑を及ぼす恐れがあると判断された場合には、推進協議会はこれを中止させることができる。

(店舗名の変更)

第10条 店舗名を変更する場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(広告の掲出)

第11条 店舗外の河岸緑地部分において、店舗に関する広告・看板類の掲出、その他これに類する行為を行う場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(環境への配慮と公共空間の適正管理)

第12条 出店者は、営業にあたっては、「京橋川オープンカフェ（右岸）出店者実績評価要領」に掲げる項目に従い、騒音対策などの周辺環境に対する十分な配慮と、後片付けなど公共空間としての適正な管理に努めるものとする。

- 2 当事業の実施場所は、道路を隔てて住宅地があるため、騒音、光害、臭気、塵芥・厨芥、住居に対する視線等に注意した対応を施し、特に近隣住環境にも配慮すること。

(関係官庁への申請及び勧告等)

第13条 出店者は、関係法令に基づき関係官庁などへの申請、届出等の義務が生じた場合は、その義務を履行しなければならない。また、関係官庁より勧告・指示等を受けた場合は、速やかに処置し、推進協議会に報告するものとする。

(苦情処理)

第14条 出店者は、提供品目、接客サービス、周辺環境への配慮、公共空間の管理等の事項（以下「提供品目等の事項」という。）について顧客又は河岸緑地の一般利用者より苦情を受けた場合は、誠意を持って速やかに解決し、推進協議会に報告するものとする。

- 2 推進協議会は、出店者の提供品目等の事項について顧客又は河岸緑地の一般利用者より苦情を受けた場合、その出店者に直ちに処理及び改善を指示するものとする。また、出店者はその指示に従い誠意をもって遅滞なく処理し、その結果について推進協議会に報告するものとする。
- 3 出店者は、顧客又は河岸緑地の一般利用者より、当事業全体についての苦情を受けた場合は、速やかに内容を推進協議会に報告するものとする。

第3章 従業員

(従業員の指導・監督の義務)

第15条 出店者は、各従業員及び出入り業者に対して、この申し合せを遵守するよう指導監督するものとする。

(保健衛生)

第16条 出店者は従業員の保健衛生に留意し、定期健康診断の実施など必要な措置に努めるものとする。なお、店舗については所轄保健所の指導もあわせて遵守し、その結果を推進協議会に報告するものとする。

- 2 従業員に法定伝染病若しくはその疑似患者が発生した場合、又は顧客に提供品目が原因と疑われる食中毒患者若しくはその疑似患者が発生した場合は、速やかに推進協議会に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(禁止行為)

第17条 出店者は、河岸緑地内において従業員に次の各事項の行為をさせてはならない。

- (1) 宗教活動、政治活動
- (2) 労働争議、募金・署名運動及び勧誘行為
- (3) 器物の損壊及び汚損行為

(4) その他、顧客、他店及び地域住民・企業に迷惑をおよぼす行為

第4章 店舗等

(区画の厳守)

第18条 出店者は、定められた区画（店舗区域及び交流ゾーン区域）を厳守し、商品、備品等を区画外に陳列または放置してはならない。

(施設及び商品の保全)

第19条 店舗の施設・什器・備品・商品等については、出店者の責任において管理するものとする。また、万一盗難、損傷等の被害を受けたときは、速やかに推進協議会に報告するものとする。

(清掃及び塵芥、厨芥等の処理)

第20条 店舗の清掃については、出店者の責任において常時実施するとともに、出店者は店舗より発生した塵芥、厨芥等の不用品を適正に処理するものとする。

(防虫・防鼠対策)

第21条 出店者が独自に行う防虫・防鼠対策については、使用する薬剤、消毒作業の日時・内容等を事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(「交流ゾーン区域」の利活用・維持管理)

第22条 「交流ゾーン区域」は、河岸緑地の一般利用者も自由に通行し、休憩できる公共空間であることに留意した上で活用するものとする。

2 営業時には、「交流ゾーン区域」に休憩施設として、パラソル、テーブル、椅子（以下「パラソル等」という。）を設置できることとし、閉店時には、全て店舗内へ収納するものとする。

3 パラソル等の設置、収納作業は、各出店者が行う。

4 パラソル等の管理責任は、各出店者が負う。

第5章 保安・防災

(金銭及び物品管理)

第23条 各店舗の金銭及び物品の管理は各出店者が行い、推進協議会はその責を負わない。

(非常時の連絡先)

第24条 出店者は、非常時に通知または連絡を受ける者の住所・氏名・電話番号等を、あらかじめ推進協議会に届け出るものとする。

(火元責任者の届出)

第25条 出店者は、店舗従業員の中から、火元責任者を指定し、事前に推進協議会に届け出て、店舗内の防火管理にあたるものとする。

(火災発生時等の措置)

第26条 出店者は、漏電、焼臭及び出火を発見した場合は、初期消火に努め、顧客の避難誘導に万全を期さなければならない。また、火災等の状況を速やかに推進協議会に報告するものとする。

(安全管理)

第27条 店舗以外では火気を使用してはならない。ただし、作業その他やむを得ない事情により火気を使用しなければならない場合は、使用目的、使用火気の内容等を事前に推進協議会に届け出て了解を得るものとする。

第6章 施設・工事

(店舗内工事)

第28条 出店者は、店舗内の造作、設備の修繕及び内装の模様替えならびに、これに類似する工事を行う場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

2 関係官庁へ届出等が必要な場合は、その手続きが完了してから施工しなければならない。

(工事保全)

第29条 出店者は、工事に当たって、善良なる管理者の注意をもって作業するとともに、次の事項を遵守するものとする。

(1) 工事施工期間中の店舗内の保安、防災等の管理は、出店者の責任において行う。

(2) 工事施工期間中に保安・防災・衛生上管理不全と推進協議会が認めた場合及び他の店舗の営業を妨げた場合は、推進協議会の指示に従う。

(建物・付帯設備等の管理)

第30条 出店者は、常に店舗等の保全に留意し、損傷等を発見した場合は、速やかに適正な処置を施すとともに、推進協議会に報告するものとする。

(造作・諸設備等の監査)

第31条 推進協議会は、区内に設置される店舗、設備について、防災上または維持管理上必要を認めたときは、調査及び立入検査し、出店者に対して勧告を行うことができるものとする。

2 出店者は、前項により勧告、指示等を受けた場合は、その事項について速やかに改善を図り、その処置の結果を推進協議会に報告するものとする。

第7章 雜則

(出店条件等の遵守)

第32条 出店者は、「京橋川オープンカフェ（右岸）出店者募集要領」に掲げる「出店条件」及び「事業コンセプト」を遵守する。

(評価に関する協力)

第33条 出店者は、来店者数、売上高など、当事業を評価する上で必要なデータとして事前に推進協議会から提供の要請のあった項目については、月単位で整理し備えておくものとする。

(協議等)

第34条 この申し合せに定めていない事項及びこの申し合せの運用について疑義が生じたときは、出店者又は出店者会と推進協議会が協議の上決定するものとする。

2 この申し合せに基づく協議、報告、申出、届出及び推進協議会の了解、勧告等は、書面により行うこととする。

附 則

この申し合せは、令和5年〇月〇〇日より施行するものとする。